

人権教育開発事業に係る課題及び改善の方向性

人権教育開発事業については、特に事業成果の検証・普及の観点で課題が見られることから、令和4年度以降、以下の方向性で改善を図ることとしてはどうか。

1. 新学習指導要領等を踏まえた対応

【課題】

新学習指導要領や第三次取りまとめ補足資料を踏まえ、人権教育において主体的・対話的で深い学び等の工夫がどのように行われているか、好事例の把握・展開を具体的にを行うことが必要。

【対応案】

各実施主体において、資料5の報告様式に主体的・対話的で深い学びの観点でどのような工夫を行ったかなどを記入する。文部科学省は当該資料の提出を受け、ホームページ上に公表する。

また、各実施主体が、どの教科等で、どのテーマを何時間程度実施したかにつき、年間指導計画や、キーとなる授業の指導案などを提出する。

2. 各実施主体の取組の成果測定・検証

【課題】

各実施主体の取組の成果を統一的な基準で把握・検証できる仕組みになっていない。

【対応案】

取組の成果測定・検証につき、以下の枠組みを設ける。

- ①対象：人権教育の授業等を受ける児童生徒
- ②方法：児童生徒の変容を測定できるよう、取組の前後で質問紙調査を実施
- ③調査項目：各地域・学校で実施されている人権教育の内容等が様々であることを踏まえ、国が調査項目例を作成し、実施地域や学校が、それぞれの目的に応じて、採用する項目を選択する。

3. 事業成果の展開

【課題】

各実施主体の取組事例をより具体的に発信することが必要。

【対応案】

資料5の報告様式を、例年9月に開催する人権教育担当の指導主事会で周知するとともに、特色ある取組を行った地域・学校によるオンライン発表の場を設ける。